

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 第2次回答

重点事項通番: 40

管理番号	745-1	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲				
提案団体	東京都				
制度の所管・関係府省	内閣府(消費者庁)				

求める措置の具体的内容

消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現在の制度】

平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。

【制度改正の必要性】

現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。

例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が「すき間事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。

そこで、消費者安全法による国からの権限の受任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。

また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。

これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。

根拠法令等

消費者安全法第40条、第44条、第45条
消費者安全法施行令第9条

【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措置要請の運用状況、国による消費者安全法に基づく勧告・命令の執行状況、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

(詳細は別紙)

【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】

消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域外への拡大にあたっては、勧告・命令権限の付与と同様、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

(詳細は別紙)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が「すきま事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することとなり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。さらに、事業者が所在不明になること等により、勧告・命令等にまで至らないことが懸念される。

よって、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応が可能となるよう、権限移譲について引き続き、検討されたい。

【区域外への報告徴収の権限等の拡大について】

被害が発生している地方公共団体が立入調査・報告徴収することができず、事業者の所在地ではありながら、被害実態を把握していない地方公共団体が調査を行うことは、効率的ではない。

勧告・命令に係る権限が移譲された際には、区域外への報告徴収等についても実行できるよう、権限の移譲について検討されたい。

全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、消費者の財産被害拡大防止に係る事業者への対応について、迅速な対応がとれるよう勧告・命令等の権限移譲を講ずるべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 消費者庁における勧告命令の実績が少なく、専門的な知見やノウハウの蓄積が不十分である現状では、都道府県への権限移譲が困難であるとのことだが、能力や意欲のある自治体に権限を移譲することが、消費者行政にとって国にとっても自治体にとっても良いことであり、並行権限を付与すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

1 勧告・命令に係る並行権限の付与について

消費者安全法の財産分野に関する勧告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対するものではない。

ただ、権限付与に当たっては、以下のとおり、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相応の期間を要する。

【実態面での検討・整理が必要な事項】

(1) 都道府県への報告徴収・立入調査権限の委任について、すべての都道府県が受任しているわけではなく、受任している団体においても権限行使の実績がないことから、まずは都道府県に立入調査・報告徴収の権限を受任していただき、受任している報告徴収・立入調査や国に対する措置要請を積極的に活用していただく必要。

(2) 勧告・命令は、「隙間事案」が対象であり、都道府県が行う場合には、当該都道府県が関係する可能性がある法律を所管する省庁への照会を行うこととなるため、消費者庁のみならず関係府省庁からも意見を聴取し、理解を得る必要。

(3) 手挙げ方式で権限付与を行った場合には、国と都道府県の間あるいは複数の都道府県の間役割分担・連携体制が複雑化するほか、他の消費者関係法では、権限付与の環境が整った段階で全国一律に権限付与を行っており、他の消費者関係法と比較し、特に手挙げ方式を採用することが必要である理由について検討・整理を行う必要。

【法制面での検討・整理が必要な事項】

(1) 勧告・命令については、勧告等の必要性を的確に判断することができる消費者庁に認められているものであるところ、消費者庁に認められた権限と同等の勧告・命令権限を都道府県に付与することが可能かについて検討・整理が必要。

(2) 命令については、事前の消費者委員会の意見聴取の手続が規定されているところ、都道府県が命令を行う際にも消費者委員会の意見を聞く手続が必要であり、消費者委員会の理解を得ることが必要。

2 地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大について

都道府県への勧告・命令権限の付与と併せて区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、勧告・命令権限の付与の検討・整理を踏まえて行う必要。

ただし、勧告・命令権限の付与と独立して、希望する団体に対し、区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、特段の支障はないと考えられる。

(別紙あり)

「管理番号 745 消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲」に係る第2次回答

1 勧告・命令に係る並行権限の付与について

消費者庁には出先機関がないことや、消費者に身近な行政機関である都道府県の役割を踏まえると、消費者安全法の財産分野に関する勧告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対するものではない。

ただ、実際の権限付与に当たっては、以下のとおり、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相応の期間を要すると考えられる。

【実態面での検討・整理が必要な事項】

(1) 現在、都道府県への報告徴収・立入調査権限の委任について、すべての都道府県が受任しているわけではなく、受任している団体においても権限行使の実績がないことから、都道府県における業務執行体制の整備が必要ではないかと考えられる。また、消費者庁による勧告・命令も制度施行から1年半程度でまだ実績が乏しく、都道府県において勧告・命令を円滑に実施するためには、運用手順の明確化が必要と考えられる。

これらの課題の解決には相応の期間を要すると考えられるが、それを加速するためにも、

①まずは、都道府県に立入調査・報告徴収の権限について受任していただき、

②都道府県に受任している報告徴収・立入調査や国に対する措置要請（消費者安全法第44条）を積極的に活用していただく

ことにより、課題をクリアした上で権限付与を行うことが望ましいと考える。

(2) 消費者安全法の勧告・命令は、「隙間事案」が対象であり、当該判断のためには、事案の内容を踏まえ、他の法律に基づく措置の有無について、可能性がある法律を所管する府省庁への照会が必要となる。都道府県が勧告・命令を行う場合には、当該都道府県が、個別事案の内容を踏まえ、関係する可能性がある法律を所管する省庁への照会を行うこととなる。

このように、勧告・命令については、消費者庁以外の府省庁とも密接に関係するため、勧告・命令権限の付与に当たっては、消費者庁のみならず関係府省庁からも意見を聴取し、理解を得る必要がある。

(3) 手挙げ方式による勧告・命令権限の付与については、消費者安全法の財産事案に係る勧告・命令の対象となる多数消費者財産被害事態は、地域ごとに発生・拡大のおそれに特に差異があるものではなく、地域の特性に応じて異なる運用体制をとる必要性・合理性が小さいと考えられる。手挙げ方式で権限付与を行った場合には、手挙げを行った都道府県においてのみ国と都道府県の複数の主体から勧告・命令を行い得ることとなり、勧告・命

令に関する運用手順が十分に明確化されていない現状においては、国と都道府県の間あるいは複数の都道府県の間役割分担・連携体制が複雑化し、適当でないと考える。

また、景品表示法や特定商取引法といった他の消費者関係法では、事業者に対する措置権限について、権限付与の環境が整った段階で全国一律に権限付与を行っており、手挙げ方式による権限付与については、他の消費者関係法と比較し、特に手挙げ方式を採用することが必要である理由について検討・整理を行う必要があると考えられる。

【法制面での検討・整理が必要な事項】

消費者安全法の勧告・命令は、消費者庁が消費者事故等の情報を一元的に集約・分析することとされている（消費者安全法第 12 条、第 13 条）ことを踏まえ、消費者被害の発生又は拡大の防止のための他の法律に基づく措置がない、いわゆる「隙間事案」に対する措置として定められているものである。

このような勧告・命令の位置づけに照らし、都道府県への権限付与については、以下のような点について検討・整理が必要と考えられる。

(1) 消費者安全法の財産事案に係る勧告・命令については、個別の規制権限が存在しない場合に補充的かつ一般的に認められる規制権限であり、消費者安全法において明確な行為規範（特定の行為の禁止等）を法律で設定しておらず、あまねく全ての商品・役務・権利その他を対象に法律違反の事実があることを要件とせず、被害の重大性を要件として取引の取りやめ等を勧告・命令するものであって、他の分野には例がないものである。このため、消費者事故等の情報を一元的に集約・分析（消費者安全法第 12 条、第 13 条）しており、被害の拡大状況等を詳細に把握し、勧告等の必要性を的確に判断することができる消費者庁に認められているものであるところ、消費者庁に認められた権限と同等の勧告・命令権限を都道府県に付与することが可能かについて検討・整理が必要であると考えられる。

(2) 消費者安全法の財産事案に係る命令は、勧告を受けた事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときに、勧告に係る措置をとるべきことを命ずるものである。

この命令については、その効果の重大性にかんがみ、より慎重な手続を経るべく、命令をしようとするときは、「あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない」（消費者安全法第 40 条第 7 項）との手続が規定されているところ、上記（1）のような制度の位置づけを踏まえ、都道府県が命令を行う際にも消費者委員会の意見を聞く手続が必要であり、消費者委員会の理解を得ることが必要と考えられる。

2 地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大について

都道府県への勧告・命令権限の付与と併せて区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、上記の勧告・命令権限の付与の検討・整理を踏まえて行う必要がある。

ただし、現行制度においても勧告・命令の前置手続として手挙げ方式により都道府県等に当該都道府県等の区域内での報告徴収・立入調査権限を付与しているところ、より迅速な報告徴収・立入調査の実施のため、勧告・命令権限の付与とは独立して、希望する団体に対し、当該団体の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止のために必要な範囲で、区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、特段の支障はないと考えられる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 第2次回答

重点事項通番: 40

管理番号	745-2	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲				
提案団体	東京都				
制度の所管・関係府省	内閣府(消費者庁)				

求める措置の具体的内容

消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現在の制度】

平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。

【制度改正の必要性】

現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。

例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が「すき間事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。

そこで、消費者安全法による国からの権限の受任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。

また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。

これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。

根拠法令等

消費者安全法第40条、第44条、第45条
消費者安全法施行令第9条

【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措置要請の運用状況、国による消費者安全法に基づく勧告・命令の執行状況、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

(詳細は別紙)

【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】

消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域外への拡大にあたっては、勧告・命令権限の付与と同様、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

(詳細は別紙)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が「すきま事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することとなり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。さらに、事業者が所在不明になること等により、勧告・命令等にまで至らないことが懸念される。

よって、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応が可能となるよう、権限移譲について引き続き、検討されたい。

【区域外への報告徴収の権限等の拡大について】

被害が発生している地方公共団体が立入調査・報告徴収することができず、事業者の所在地ではありながら、被害実態を把握していない地方公共団体が調査を行うことは、効率的ではない。

勧告・命令に係る権限が移譲された際には、区域外への報告徴収等についても実行できるよう、権限の移譲について検討されたい。

全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、消費者の財産被害拡大防止に係る事業者への対応について、迅速な対応がとれるよう勧告・命令等の権限移譲を講ずるべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 消費者庁における勧告命令の実績が少なく、専門的な知見やノウハウの蓄積が不十分である現状では、都道府県への権限移譲が困難であるとのことだが、能力や意欲のある自治体に権限を移譲することが、消費者行政にとって国にとっても自治体にとっても良いことであり、並行権限を付与すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

1 勧告・命令に係る並行権限の付与について

消費者安全法の財産分野に関する勧告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対するものではない。

ただ、権限付与に当たっては、以下のとおり、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相応の期間を要する。

【実態面での検討・整理が必要な事項】

(1) 都道府県への報告徴収・立入調査権限の委任について、すべての都道府県が受任しているわけではなく、受任している団体においても権限行使の実績がないことから、まずは都道府県に立入調査・報告徴収の権限を受任していただき、受任している報告徴収・立入調査や国に対する措置要請を積極的に活用していただく必要。

(2) 勧告・命令は、「隙間事案」が対象であり、都道府県が行う場合には、当該都道府県が関係する可能性がある法律を所管する省庁への照会を行うこととなるため、消費者庁のみならず関係府省庁からも意見を聴取し、理解を得る必要。

(3) 手挙げ方式で権限付与を行った場合には、国と都道府県の間あるいは複数の都道府県の間での役割分担・連携体制が複雑化するほか、他の消費者関係法では、権限付与の環境が整った段階で全国一律に権限付与を行っており、他の消費者関係法と比較し、特に手挙げ方式を採用することが必要である理由について検討・整理を行う必要。

【法制面での検討・整理が必要な事項】

(1) 勧告・命令については、勧告等の必要性を的確に判断することができる消費者庁に認められているものであるところ、消費者庁に認められた権限と同等の勧告・命令権限を都道府県に付与することが可能かについて検討・整理が必要。

(2) 命令については、事前の消費者委員会の意見聴取の手続が規定されているところ、都道府県が命令を行う際にも消費者委員会の意見を聞く手続が必要であり、消費者委員会の理解を得ることが必要。

2 地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大について

都道府県への勧告・命令権限の付与と併せて区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、勧告・命令権限の付与の検討・整理を踏まえて行う必要。

ただし、勧告・命令権限の付与と独立して、希望する団体に対し、区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、特段の支障はないと考えられる。

(別紙あり)

「管理番号 745 消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲」に係る第 2 次回答

1 勧告・命令に係る並行権限の付与について

消費者庁には出先機関がないことや、消費者に身近な行政機関である都道府県の役割を踏まえると、消費者安全法の財産分野に関する勧告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対するものではない。

ただ、実際の権限付与に当たっては、以下のとおり、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相応の期間を要すると考えられる。

【実態面での検討・整理が必要な事項】

- (1) 現在、都道府県への報告徴収・立入調査権限の委任について、すべての都道府県が受任しているわけではなく、受任している団体においても権限行使の実績がないことから、都道府県における業務執行体制の整備が必要ではないかと考えられる。また、消費者庁による勧告・命令も制度施行から 1 年半程度でまだ実績が乏しく、都道府県において勧告・命令を円滑に実施するためには、運用手順の明確化が必要と考えられる。

これらの課題の解決には相応の期間を要すると考えられるが、それを加速するためにも、

- ①まずは、都道府県に立入調査・報告徴収の権限について受任していただき、
- ②都道府県に受任している報告徴収・立入調査や国に対する措置要請（消費者安全法第 44 条）を積極的に活用していただく

ことにより、課題をクリアした上で権限付与を行うことが望ましいと考える。

- (2) 消費者安全法の勧告・命令は、「隙間事案」が対象であり、当該判断のためには、事案の内容を踏まえ、他の法律に基づく措置の有無について、可能性がある法律を所管する府省庁への照会が必要となる。都道府県が勧告・命令を行う場合には、当該都道府県が、個別事案の内容を踏まえ、関係する可能性がある法律を所管する省庁への照会を行うこととなる。

このように、勧告・命令については、消費者庁以外の府省庁とも密接に関係するため、勧告・命令権限の付与に当たっては、消費者庁のみならず関係府省庁からも意見を聴取し、理解を得る必要がある。

- (3) 手挙げ方式による勧告・命令権限の付与については、消費者安全法の財産事案に係る勧告・命令の対象となる多数消費者財産被害事案は、地域ごとに発生・拡大のおそれに特に差異があるものではなく、地域の特性に応じて異なる運用体制をとる必要性・合理性が小さいと考えられる。手挙げ方式で権限付与を行った場合には、手挙げを行った都道府県においてのみ国と都道府県の複数の主体から勧告・命令を行い得ることとなり、勧告・命

令に関する運用手順が十分に明確化されていない現状においては、国と都道府県の間あるいは複数の都道府県の間での役割分担・連携体制が複雑化し、適当でないと考えられる。

また、景品表示法や特定商取引法といった他の消費者関係法では、事業者に対する措置権限について、権限付与の環境が整った段階で全国一律に権限付与を行っており、手挙げ方式による権限付与については、他の消費者関係法と比較し、特に手挙げ方式を採用することが必要である理由について検討・整理を行う必要があると考えられる。

【法制面での検討・整理が必要な事項】

消費者安全法の勧告・命令は、消費者庁が消費者事故等の情報を一元的に集約・分析することとされている（消費者安全法第 12 条、第 13 条）ことを踏まえ、消費者被害の発生又は拡大の防止のための他の法律に基づく措置がない、いわゆる「隙間事案」に対する措置として定められているものである。

このような勧告・命令の位置づけに照らし、都道府県への権限付与については、以下のような点について検討・整理が必要と考えられる。

(1) 消費者安全法の財産事案に係る勧告・命令については、個別の規制権限が存在しない場合に補充的かつ一般的に認められる規制権限であり、消費者安全法において明確な行為規範（特定の行為の禁止等）を法律で設定しておらず、あまねく全ての商品・役務・権利その他を対象に法律違反の事実があることを要件とせず、被害の重大性を要件として取引の取りやめ等を勧告・命令するものであって、他の分野には例がないものである。このため、消費者事故等の情報を一元的に集約・分析（消費者安全法第 12 条、第 13 条）しており、被害の拡大状況等を詳細に把握し、勧告等の必要性を的確に判断することができる消費者庁に認められているものであるところ、消費者庁に認められた権限と同等の勧告・命令権限を都道府県に付与することが可能かについて検討・整理が必要であると考えられる。

(2) 消費者安全法の財産事案に係る命令は、勧告を受けた事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときに、勧告に係る措置をとるべきことを命ずるものである。

この命令については、その効果の重大性にかんがみ、より慎重な手続を経るべく、命令をしようとするときは、「あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない」（消費者安全法第 40 条第 7 項）との手続が規定されているところ、上記（1）のような制度の位置づけを踏まえ、都道府県が命令を行う際にも消費者委員会の意見を聞く手続が必要であり、消費者委員会の理解を得ることが必要と考えられる。

2 地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大について

都道府県への勧告・命令権限の付与と併せて区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、上記の勧告・命令権限の付与の検討・整理を踏まえて行う必要がある。

ただし、現行制度においても勧告・命令の前置手続として手挙げ方式により都道府県等に当該都道府県等の区域内での報告徴収・立入調査権限を付与しているところ、より迅速な報告徴収・立入調査の実施のため、勧告・命令権限の付与とは独立して、希望する団体に対し、当該団体の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止のために必要な範囲で、区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、特段の支障はないと考えられる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 第2次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
地方公共団体の事業予算については、単年度ごとに財政状況、施策の優先順位等を勘案し、議会の議決を経て措置されているものであることから、基金活用後において、それまで基金の活用により充実・強化した地方消費者行政の体制について維持・充実を求めている「自主財源化計画」の策定を基金等活用の要件とすることは、財源措置を要望する地方公共団体に対し不当な義務付けをするものである。仮に要件を定めるとすれば、基金活用期間の消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定とすべきである。

根拠法令等

平成26年度予算における「地方消費者行政活性化交付金」の当初予算化(当初予算の大幅増額)及び基金活用期間の大幅延長(最大39年度まで)により、地方公共団体において安定的・計画的な取組が可能となったことから、地方消費者行政の活性化及び自主財源化に向けた長期的な計画を定める自主財源化計画・プログラムの策定を地方公共団体に対し求めているところであるため、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

基金活用期間が延長されたものの、今後の交付金の額は毎年度の予算措置であるため未確定であり、なお一層、安定的な財源確保に努められたい。

自主財源化を条件として計画を策定することは、地方公共団体の取組にブレーキがかかる可能性が高く、結果として地方消費者行政の活性化を阻害することになりかねない。

このため計画の策定を要件とすれば、基金活用期間の消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定に止めるようお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

当初、3年間(平成21年度～23年度)の時限措置であった「地方消費者行政活性化交付金」について、当該期間経過後も、都道府県ごとの地方消費者行政の充実・強化の度合いや自主財源比率に濃淡がある実態等から、当面の間財政支援を継続し、その間に自主財源の確保を含む消費者行政の充実・強化に向けた取組が計画的に進められるよう、基金活用期間を大幅に延長したところ。

自治事務である地方消費者行政の持続的な推進のためには、地方公共団体に消費者行政に関する事務の重要性を認識していただいた上で、その重要性に相応する自主財源の確保を進めていただくことが必要不可欠との認識により、自主財源化計画・プログラムの策定を求めているものである。

同計画・プログラムの策定を通じて、地方公共団体内で地方消費者行政の活性化及び自主財源化に向けた長期的なビジョンを共有いただき、結果として地方消費者行政に係る自主財源の確保が進み、持続的な消費者行政の推進につながることを期待するものである。

消費者庁としては、地方消費者行政の支援のための予算確保に向け最大限の努力を継続するものの、一方で、地方公共団体においても、自主財源化計画・プログラムの策定を求めている趣旨を理解いただいた上で、自主財源の確保を含む地方消費者行政の充実・強化に向けた努力を継続していただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 第2次回答

管理番号	129	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	地方消費者行政活性化基金の特例適用要件に係る義務付けの廃止				
提案団体	岩手県				
制度の所管・関係府省	内閣府(消費者庁)				

求める措置の具体的内容

基金等活用期間延長の特例の適用要件とされている「基金等活用経過後においても地方公共団体の取組として基金等を活用して整備した体制を維持・強化することを、平成25年度から毎年度首長が施政方針演説等で対外的に表明すること」を撤廃すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

基金等活用期間を延長するための特例要件である首長表明は、地方公共団体に対する不当な義務付けである。要件については、消費者行政に係る事業について予算化することが、地方公共団体の十分な意思表示になると考えられる。仮に要件を定めるとすれば、消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定や地方公共団体の総合計画又は個別計画で「消費者行政の維持・充実を定めること」等に止めるべきである。

【支障事例】

本県においては、特例適用を希望したものの、首長が平成25年度末に改選されたため、首長表明を行う機会がなかった市町村があったほか、以下のとおり要件に該当しないと判断された事例があること。

- ①消費者の安全と安心を確保するため、啓発活動に継続的に取り組んで参ります。(「啓発活動」は「消費者行政」の一部分。「啓発活動」が「消費者行政」であれば要件クリア)
- ②消費者行政については、・・・出前講座の開催や情報提供など積極的に推進して参ります。(「基金活用後」に当たる文言なし。「これからも」「継続的に」等が加われば要件クリア)

根拠法令等

地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2(1)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

地方公共団体における予算の確保については、首長によるリーダーシップや地方公共団体全体における地方消費者行政の位置付けが大きな影響を与えるため、表明に至るまでの地方公共団体内での意思決定過程を通じて、首長に対する働きかけの効果を期待し、首長表明を「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」の任意の特例措置として位置付けているため、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

表明の時期によっては、任期のある首長に任期後のことについて意思表示を求めることとなる場合もあり得るなど、法的拘束力の点で検討を要する。
仮に要件を定めるとすれば、基金管理運営要領に定める原則の活用期間の最終年度までに表明すれば適用可とするなど、表明方法等を柔軟なものとし、その表明内容も「消費者行政の維持・充実」等に止めるようお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

任期のある首長に任期後のことについて表明を求めることとなる場合もあり得る場合には、そのような不都合が可能な限り少なくなる時期に表明ができるよう、計画的に準備を進めていくことが必要と考えられる。本件措置は、基金等活用期間経過後においても、地方公共団体の独自の取組として基金等を活用して整備した体制を維持又は更に強化することを、毎年度表明することを条件として、任意かつ例外的に認めた特例措置である。
また、本件措置の趣旨は、単に形式的な表明を求めるものではなく、表明に至るまでの過程において、首長等に対し消費者行政の重要性等を説明する機会を確保することで、地方公共団体における消費者行政の優先度が高まることを期待するものであり、最終年度までに表明することで足りる等と柔軟化することは、上記趣旨に反するものである。
したがって、任意の例外措置としての本件措置の要件を緩和することは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 第2次回答

管理番号	388	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	地方消費者行政活性化基金に係る活用期限の廃止				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	内閣府(消費者庁)				

求める措置の具体的内容

自治体の状況に応じた相談員の設置及びそれに付随する相談体制の整備ができるよう、関係する事業メニューの新規開始時期の期間制限を廃止すること
定期的或いは継続的に相談員等の専門性の維持ができるよう、レベルアップ事業の活用期間を廃止すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】地方消費者行政活性化基金の活用については、同管理運営要領に事業メニュー毎に基金の活用期間及び新規事業が開始できる期間が定められている。
消費者行政は、本格的な取組が始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では同基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体にとっては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要がある。
しかしながら、相談員の設置は、自治体の財政状況によるところが大きく、財政面の調整等に時間を要する。また、他方では相談員の確保自体も容易でなく、その養成も併せて進めていかねばならず、それにも時間を要する。
活用期限が設定されることにより、一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を見据えた上で相談員を設置するためには、自治体にとっては期限の設定は支障となる。また、自治体間で相談員設置開始の時期(期限以前か以後か)による負担の不公平感も発生する。
加えて、相談員が、複雑・多様化する消費生活相談に対応するためには、定期的に知識を蓄えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は、一律にすべて自主財源で賄わなければならない、自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持が困難となる。
なお、地域の詳しい実情については、別紙のとおり。
【制度改正の必要性】基金事業の一部メニューの活用期限を廃止し、活用期間を柔軟なものとする事で、自治体の実情に応じた持続的な体制を見据えての相談員の設置促進が図られるとともに、複雑・多様化する消費生活相談に対応できる専門性を維持していくことが可能となる。

根拠法令等

地方消費者行政活性化基金管理運営要領

基金等を活用できる期間及び新規事業を実施できる期間の設定は、基金等より整備した消費者行政体制の自主財源による安定的な維持・充実を図るべく、各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにするためのものであり、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにするため期間を設定している」との回答だが、期間は、基金を活用する市町村の規模、財政状況等にかかわらず一律に設定しているものであり、実態としては市町村の規模、財政状況等は様々であることから、相談員設置等の体制整備がその確保・養成の面からなかなか進んでいない市町村が存在する。

こうした市町村では、例えば、平成30年度以降に相談員の配置を進める団体にとっては、平成30年度以降に基金の措置が受けられないことから、さらに整備が遅れることにもなりかねない。

回答のとおり、「各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにすべき」との考えであれば、現に、設置の進んでいない市町村が存在する以上、そうした市町村にも対応すべきと考える。「消費者安心戦略」に掲げる「地域における身近な消費生活相談体制の強化」の早期実現のためにも再考をお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

平成26年度予算における「地方消費者行政活性化交付金」の当初予算化(当初予算の大幅増額)及び基金活用期間の大幅延長(平成29年度まで新規事業実施可能)とともに、相談体制の質の向上等の政策目標を含む「地方消費者行政強化作戦」を策定し、「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制」の全国的な整備を進めているところ。

自治事務である地方消費者行政の持続的な推進のためには、地方公共団体に消費者行政に関する事務の重要性を認識していただいた上で、その重要性に相応する自主財源の確保を進めていただくことが必要不可欠と認識している。

消費者庁としても、地方消費者行政の支援のための予算確保に向け最大限の努力を継続するところ、地方公共団体においても、まずは、平成29年度までに相談員のレベルアップ等の新規事業を実施し、平成39年度までの期間(自主財源化期間)に、持続的な消費者行政の推進のための自主財源の確保に向けた努力を継続していただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 第2次回答

管理番号	687	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の指定都市への設置				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省	内閣府(消費者庁)				

求める措置の具体的内容

国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の造成について、指定都市にも造成することを可能にする措置

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】
地方消費者行政活性化基金(消費者庁所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は県となっている。県に基金があることで、国との調整等は県がとりまとめて行うものの、県に設置された基金のうち、どの程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行うことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逸することになり、対応が遅れる場合がある。

【効果】
基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量による主体的かつ弾力的な取組を計画的に行うことが可能となる。

根拠法令等

地方消費者行政活性化基金交付要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

地方消費者行政活性化基金管理運営要領においては、消費者安全法第8条の趣旨等を踏まえ、都道府県は、市町村事業計画等について広域的な観点から必要な調整を行ったうえで取りまとめること等を規定しているところであり、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

基金の造成を指定都市に認めない理由として、法の趣旨を挙げているが、本市がご提案した、基金の造成を指定都市に認める効果について対しての考え方の回答を頂けていないので、この点についてご教示いただきたい。

全国知事会からの意見

都道府県が実施する消費者行政との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、引き続き都道府県の事務・権限とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量により主体的かつ弾力的な取組を計画的に行うことが可能となるとの指摘については、当該指定都市においては妥当である可能性があるものの、全国知事会からの意見にもあるように、都道府県が実施する消費者行政との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があると考えため、対応は困難である。